

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現する仕組みであり経営上最も重要な課題のひとつと位置づけております。当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努めることにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための経営理念等や経営戦略、経営計画に基づき、世界の多くの人々が自由、利便性、快適性を幅広く享受できるよう貢献してまいります。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本方針】

- (1) 当社は、株主の権利を尊重し、株主の権利の確保および、株主がその権利を適切に行使できるような環境の整備に努める。
- (2) 当社は、株主以外のステークホルダーも尊重し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
- (3) 当社は、法令に基づく開示以外の情報開示についても主体的に取り組む。
- (4) 当社の取締役会、監査等委員会ならびに経営陣等は、自らの役割・責務を適切に果たすように努める。
- (5) 当社は、株主総会以外の場においても株主との間の建設的な対話に努める。

当社の取締役、経営陣幹部は、このような対話を通じて入手した株主の意見等を十分に検討し、当社グループの中長期的な価値向上に結びつけるように努める。

【会社の目指すところ(経営理念等)】

当社グループの経営理念、グループビジョン、当社グループの役職員の行動指針は次の通りである。

< 経営理念 >

正しく公平な経営により、最善の貢献を図る

< グループビジョン >

- ・楽しく安全な移動手段と、一人一人に最適なサービスを提供する事業を究める
- ・新しい価値や革新的なサービスを創り出し、未来に向かって事業を拓く
- ・すべてのステークホルダーと自然との共栄を図り、世界人としてグローバル社会の発展に貢献する

< 行動指針 >

- ・情熱 仕事を楽しみ、情熱をもって事業を究める
- ・挑戦 既成概念にとらわれず、常に挑戦する
- ・不撓不屈 絶対に諦めず、信念を持って前進し続ける
- ・プロフェッショナリズム プロフェッショナルとしての誇りと責任を持ってサービスを提供する
- ・チームワーク チームのすべてのメンバーを尊重し、思いやりを持って行動する
- ・献身と調和 正しく献身的に仕事をし、社会と調和を図る
- ・社会への責任 一人一人が会社を担う一員である自覚を持ち、社会に対する責任を果たす

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3 - 1】

個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補者の指名については、定時株主総会招集ご通知の参考書類により開示しております。社内取締役の選任理由は、開示を行っていませんが、今後は、定時株主総会招集通知の参考書類等により説明、開示してまいります。

【補充原則4 - 1】

最高経営責任者等の後継者の計画については、代表取締役社長が責任を持ってあたっております。また、代表取締役社長が計画を立案した場合には取締役会で審議する等、取締役会が適切に監督をしてまいります。

【原則4 - 2】

現在、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施していません。今後は、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けについて、当社グループを取り巻く事業環境を踏まえて、検討してまいります。

【補充原則4 - 2】

当社は、当社グループを取り巻く事業環境を踏まえて、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬の導入を検討してまいります。

【補充原則4 - 11】

取締役会全体の実効性の分析・評価は行っていません。今後は、分析・評価の方法及び分析・結果の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】

当社は、上場株式をいわゆる政策保有する場合には、取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開等を勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に行うこととしております。

また、その場合には、定期的に保有目的及び合理性を確認し、保有の意義を取締役会で検証することといたします。

なお、株式の議決権行使については、当社グループの中長期的な企業価値の向上及び政策保有先の企業価値向上の観点から総合的に判断するものとなります。

【原則1 - 7】

当社は、全役員に対して関連当事者取引等の有無に関する申告を義務付けております。また、取締役会にて取引条件の妥当性、金額的重要性、他の取引を選定しない理由等を勘案して取引の必要性を総合的に判断し、承認することとしております。

【原則3 - 1】

() 会社の目指すところ(経営理念等)、経営戦略、経営計画

経営理念等は、「1 - 1. 基本的な考え方」に記載しております。

また、経営戦略及び経営計画については、有価証券報告書等に掲載しております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方および基本方針は、「1 - 1. 基本的な考え方」に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、当社の業績や経営環境、取締役の職務・経験・業績に対する貢献度、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して、次のように決定しております。

監査等委員以外の取締役

監査等委員会の協議の後、取締役会決議により決定

監査等委員である取締役

監査等委員会の協議により決定

今後は、統治機能を一層充実させるために任意の諮問委員会(独立社外役員が委員長かつ過半とする報酬諮問委員会)を設置することも検討してまいります。

() 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての手続

社内取締役については、各事業分野や財務会計・経営管理・人事等の分野における専門能力や知見等を有する人材を指名しております。

社外取締役については、各分野において豊富な経験と幅広い見識を備え、取締役会等における率直、活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役候補としております。

なお、取締役候補者の指名については、社外取締役も出席する取締役会で決定し、株主総会に上呈しております。

今後、統治機能を一層充実させるために任意の諮問委員会(独立社外役員が委員長かつ過半とする指名諮問委員会)を設置することも検討してまいります。

【補充原則4 - 1】

取締役会で決議すべき経営に関する重要な事項については、職務権限規程(含、職務権限表)で審議事項を定めており、それ以外の事項については代表取締役社長あるいは下位の職位の者に決裁権限を委譲して、意思決定のスピードアップを図っております。また、取締役会は、代表取締役社長の決裁と執行の状況を監督しております。

【原則4 - 8】

当社は、各分野において豊富な経験と幅広い見識を備え、取締役会等における率直、活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役候補としております。また、そのような資質を備えた独立社外取締役を4名選任しております。

【原則4 - 9】

独立社外取締役となる者の独立性判断基準は、当社のウェブページに掲載しております。

<https://www.optimusgroup.co.jp/ir/management/independence/>

【補充原則4 - 11】

取締役候補指名にあたっては、的確かつ迅速な意思決定、適切なりスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。

【補充原則4 - 11】

株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示いたします。

【補充原則4 - 14】

取締役に対するトレーニングの方針は、次のとおりであります。

1. 社外取締役

(1) 就任時(新任時)

専門家によるコンプライアンスを含む法令およびコーポレート・ガバナンスに関する講義を行う

当社グループの事業内容、組織、運営に関する諸ルールについて、各事業部門から説明を受ける

当社グループのグループ会社を実際に訪問・見学する機会を設ける

(2) 就任後(再任を含む)

コンプライアンス研修を行う

必要に応じてテーマを設け専門家による講義を行う

2. 社外取締役以外の取締役

(1) 就任時(新任時)

専門家によるコンプライアンスを含む法令およびコーポレート・ガバナンスに関する講義を行う

(2) 就任後(再任を含む)

コンプライアンス研修を行う

必要に応じてテーマを設け専門家による講義を行う

【原則5 - 1】
当社ではIR担当の取締役を設けるとともに、経営管理部をIR担当部署としております。
また、株主との建設的な対話に関する方針は、当社のウェブページに掲載しております。
<https://www.optimusgroup.co.jp/irmanagement/constructive/>

なお、IRに関する活動詳細は、「2. IRに関する活動状況」に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山中 信哉	1,282,190	24.22
デイモン・スコット・ジャクソン	752,860	14.22
ロバート・アンドリュー・ヤング	752,830	14.22
マーティン・フレイザー・マッカラック	752,830	14.22
ピーター・ケネス・ジョンストン	72,215	1.36
山中 玲子	34,500	0.65
ジャクソン 美千代	34,500	0.65

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明
——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長谷川 康司	他の会社の出身者											
福田 富昭	他の会社の出身者											○
鈴木 義信	他の会社の出身者											
縄野 克彦	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 康司	○	○	長谷川康司氏は、過去に当社グループの主要取引先であるトヨフジ海運㈱の業務執行者でありました。同社と当社グループの間には営業上の取引関係があるものの、価格及びその他の取引条件は一般的な取引と同様に決定しており、また、退職後10年以上経過していることから、同氏は、当社に対し十分な独立性を有していると考えております。	国際的な自動車関連事業の経営に関する知識、経験、見識を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して適切な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして株式会社東京証券取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。

福田 富昭	○	○	福田富昭氏は、(公財)日本レスリング協会の会長であります。 当社の子会社である(株)日貿は、同協会に対して、年間10百万円の寄付を行っております。同社は、同協会が日本におけるレスリングの統括団体として、レスリングを発達させることにより国民の体力向上とスポーツ精神の涵養に資するという活動の理念に共感し、協賛しております。 また、2020年に開催の東京オリンピックに向けての社会貢献活動の一環として、10年以上継続して寄付を行っており、対価性の無いものであり、同氏は同協会の会長を無報酬で務めており、当社の子会社の寄付により何ら利益を得るものではないため、同氏は当社に対し十分な独立性を有していると考えております。	長年の企業経営で培われた豊かな経験と高い見識を活かして、当社の経営全般並びに適正な企業統治に関して適切な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして株式会社東京証券取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
鈴木 義信	○	○	該当なし	国際的な企業グループにおける事業運営に関する知識、経験、見識を活かして、当社の経営全般並びに適正な企業統治に関して適切な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして株式会社東京証券取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
縄野 克彦	○	○	該当なし	交通関連の事業、行政、法務及び組織運営に高い知見を有し、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して適切な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして株式会社東京証券取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他の監査等委員会運営に関する職務を行う監査等委員会事務局を設置しております。
- ・監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置き、当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定しております。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の、評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定には、事前に監査等委員会の同意を必要としております。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、その他の業務執行者から独立性を有し、その職務の遂行において指揮命令を受けないものとしております

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の3者の会議「三者打ち合わせ」を定期的に行い、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のみならず、経営参画意識や中長期的な業績向上に対する貢献意欲をより高めることを目的とし、導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のみならず、経営参画意識やグループの一体感を高めることを目的として、付与対象者を当社及び子会社の取締役及び従業員としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

2017年3月期の事業報告では、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役及び監査等委員会移行前の期間の監査役の別に、報酬の種類別総額を開示しております。有価証券報告書等では、これに加え、報酬の総額が1億円以上である取締役につき、個別の報酬開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役のそれぞれの株主総会決議に基づく報酬総額の限度内において、取締役の報酬(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会の決議により授権した代表取締役社長が業績等を総合的に考慮の上決定しており、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役は4名であり、全員が監査等委員であります。その取締役の職務の補佐については取締役会事務局である経営管理部が、また、その監査等委員の職務については監査等委員会事務局の専任スタッフが担当しております。

毎月開催される取締役会の3日前までに議題の通知を行うとともに、必要に応じ個別の要旨の説明など情報伝達を通じて、取締役会での意見交換および決議が円滑に遂行できるように務めております。

取締役会議案に係る重要事項のうち、社外役員に事前の資料配付や内容説明が必要と判断したときは、社外取締役に対しては担当者(経営管理部長、経理部長等)が、また、監査等委員の職務については常勤の監査等委員が、直接面談するなど適切に情報伝達しております。

また、重要会議における議事、会計監査人、内部監査室との連携、代表取締役社長との意見交換などで得られた情報は、監査等委員である取締役の間で共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(イ)取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)6名と監査等委員である取締役5名(うち社外取締役4名)の計11名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。月1回、定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(ロ)監査等委員会

当社の監査等委員会は5名で構成されております。監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席し適宜意見を述べ、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行います。また、監査を実施し取締役の業務執行を監督できる体制となつ

ております。三様監査の一環として「三者打ち合わせ」を四半期毎に行うなど、会計監査人や内部監査室とも密接に連携を取っており、監査の実効性の確保を図っております。

(ハ)会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じ適宜相談を行い、適切な監査が実施されております。

(ニ)内部監査室

当社は、内部監査部門として内部監査室(3名)を設置しております。同室は、経営方針、経営計画及び諸制度に準拠して効果的かつ効率的に運営されているか否かを、執行活動から独立した立場で、当社グループにおける業務活動の監査を実施し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めております。また、監査等委員会や会計監査人との三様監査の一環として「三者打ち合わせ」を四半期毎に行うなど、監査等委員会や会計監査人と密接に連携を取っており、監査の実効性の確保を図っております。

(ホ)経営会議

経営会議は、常勤の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行部門の管理職及び内部監査室長で構成され、月1回以上の定例会を開催し、経営に係る案件の報告及び取締役会に上申する議題の検討の場としております。

(ヘ)各種委員会

当社のリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長、経営管理部を事務局とし、委員長の指名する取締役及び各部門長で構成されております。各委員会の開催は、年2回の定例会に加え、必要に応じて適宜、臨時開催ができる体制としております。また、その内容については、取締役会で確認することとしております。

・リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、当社グループの事業活動に係るリスク管理の強化及びリスクが顕在化した際における当社グループの対応の迅速化、損失の最小化及び早期回復へのステークホルダーに対し責任ある行動を取るべく、リスクマネジメントシステムを整備し、必要な課題につき総合的な検討を行っております。

・コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、当社グループの社会的信頼を確保し、さらなる発展に資することを目的として設置しております。また、同委員会は、事業活動を行っている国における法令(行政上の通達、指針及び外国法令等を含む)、企業理念及び行動指針、当社グループ各社内の規程、企業倫理並びに社会的規範を守り、社会からの要請に適合した企業活動を営むために必要な課題につき、総合的な検討を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置は、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより取締役会の監査・監督機能の実効性が高まり、企業統治の体制の一層の強化に資するものと考えためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。 また、当社は、株主総会招集に関する取締役会決議後、招集通知の発送前に、当該招集通知に記載する情報を、東京証券取引所が運営するウェブサイト、当社ウェブサイト等を通じて速やかに公表してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会の次回開催日は、決算業務及び会場確保の都合により、2018年6月27日を予定しております。 今後は、定時株主総会開催日が「集中日」とならないよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後は、議決権の電子行使を可能とするための環境づくりの実施を、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株主構成を勘案した上で、現時点においては議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)を実施しておりません。今後は、機関投資家の比率等を踏まえて実施を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイトに掲載する予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のウェブサイトにおいて掲載しております。 https://www.optimusgroup.co.jp/ir/management/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	日本証券アナリスト協会が主催する個人投資家向け説明会等を利用することを検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京において定期的に決算説明会を実施することを、検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の比率を踏まえ実施することを、検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部が担当であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はグループビジョンとして、「すべてのステークホルダーと自然との共栄を図り、世界人としてグローバル社会の発展に貢献する」と定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の子会社である(株)日質は、(公財)日本レスリング協会に対して、年間10百万円の寄付を行っております。同社は、同協会が日本におけるレスリングの統括団体として、レスリングを発達させることにより国民の体力向上とスポーツ精神の涵養に資するという活動の理念に共感し、協賛しております。また、2020年に開催の東京オリンピックに向けての社会貢献(CSR)活動の一環として、10年以上継続して寄付を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のウェブサイトにおいて、株主との建設的な対話を促進するための方針を掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システム構築に関する基本方針」を策定しており、以下はその一部であります。

(イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンス規程及び社内会議規程に基づき、コンプライアンスを経営の基本方針と定め、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスにかかる体制を構築し、推進する。

(ロ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・企業秘密及び個人情報等を管理するため機密情報管理規程、個人情報保護管理規程及び情報セキュリティ管理規程を定め、適正な取り扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため文書管理規程を定める。

・取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

(ハ) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及び子会社におけるリスク管理の推進のため、リスク管理規程及び社内会議規程に基づきリスク管理委員会を設ける。

・当社の取締役会、リスク管理委員会等において、当社及び子会社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(ニ) 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、職務の執行を行い、これらの規程、社内会議規程、関係会社管理規程、予算管理規程等に基づき、適切な審議及び決定を行う。

(ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定めて企業集団各社の重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団各社が各種規程を整備する等により企業集団全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進める。

(ヘ) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合における当該取締役又は使用人に関する事項

・監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定する。

(ト) 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定には、事前に監査等委員会の同意を必要とする。

(チ) 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令違反、定款違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合には、速やかに報告及び情報提供を行う。

(リ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社及び子会社の取締役、使用人等は、通報等の行為を理由として通報者に対する解雇、懲罰、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。また、報復行為を行った取締役、使用人等に対して、就業規則等の定めに従って処分を科すことができるものとする。

(ヌ) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行について必要な費用を支払った時は、その債務の処理を速やかに行う。

(ル) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、代表取締役及び取締役との定期的な意見交換、内部監査室との定期的な情報交換及び監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づく会計監査人との定期的な意見及び情報の交換により、相互に緊密な関係を保っております。

・監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとする。

・監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の3者の会議「三者打ち合わせ」を定期的に行い、その実効性を高めることにより、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図る。

(ヲ) 反社会的勢力排除への対応方針

・当社及び子会社は、社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を十分認識し、企業集団全体として取り組みを実施するために「反社会的勢力排除にかかる基本方針」を定める。

(ヅ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則、一般に公正妥当と認められる会計基準、コンプライアンス規程、経理規程及び財務規程に基づき、常に投資家の視点に立つとともに、透明性が高く健全な企業経営の実践の一環として、迅速及び正確、並びに適切な会計処理及び開示を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」(「ヲ」反社会的勢力排除への対応方針)に記載しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

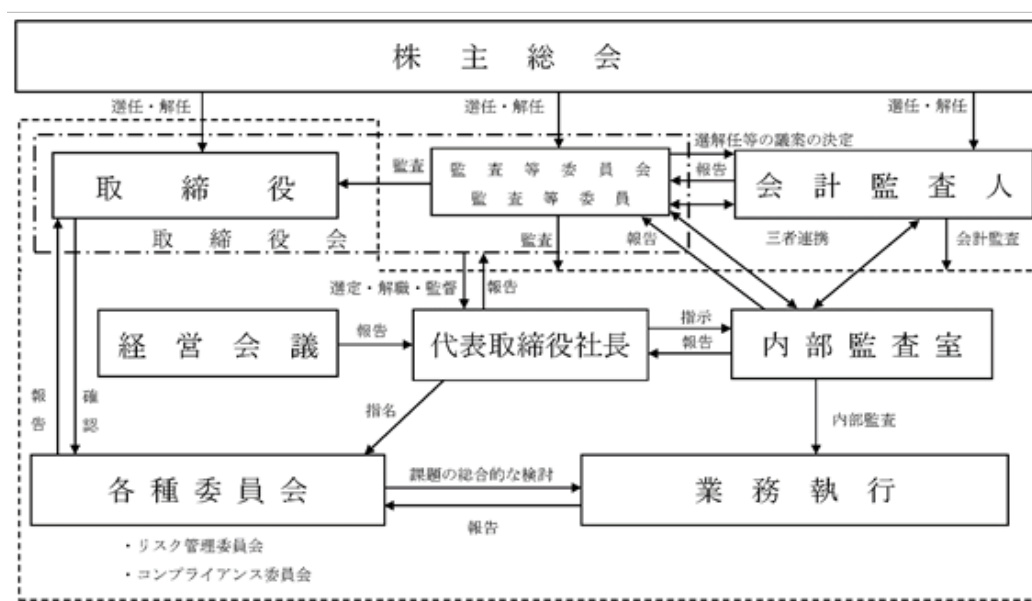
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示手続きに関する事務フローは次のとおりであります。

決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー

